

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第14号

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例(平成4年鳥取市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第8条第25項」を「第8条第28項」に改め、同条第2号中「第8条の2第10項」を「第8条の2第8項」に改め、同条第3号中「第8条の2第8項」を「第8条の2第6項」に改める。

第4条第2号中「20名」を「23名」に改める。

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 室料は、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年厚生労働省告示第412号)において定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認

を受けて指定管理者が定める額とする。ただし、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5各号又は第97条の3各号に掲げる者にあつては、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）の規定により算定した額を上限とする。

第11条中「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例第11条の規定は、平成31年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前までの申請に係る手数料については、なお従前の例による。